

令和8年6月26日

保護者様

東大和市立第一中学校
校長 和田 孝

夏季部活動の参加における自転車利用について

本校の教育活動へご理解・ご協力いただき深く感謝いたします。さて、夏季（7月～9月）の熱中症対策として、部活動等の再登校、休日中（土日祝日、夏季休業中）の部活動、面談時の自転車登校を可とします。つきましては、下記の通り取り組んでください。

記

- 1 実施期間：7月～9月末
- 2 遵守事項（ルール）
 - (1)道路交通法上の規則や交通マナーを遵守し、安全運転をする。
(信号、車道左側通行、一時停止、危険運転×、並走×)
 - ・信号を遵守して、傘さし運転や二人乗りをせずと。又、並走運転をしない。
 - ・自転車走行が許可された歩道を運転する場合は、歩行者の安全を第一に考え、安全に停まれるスピードを守り徐行する。
 - ・「ながら運転」の罰則が強化されたことについても理解し、「ながら運転」をしない。
 - (2)過度な疲労、病気、服薬その他の影響で、正常な運転に支障をきたす恐れがある場合は、絶対に運転をしない。
 - (3)自転車は決められた場所に駐輪して、整理整頓に心掛け、違法駐車をしない。
 - (4)自転車には、必ず施錠して駐輪する。
 - (5)定期的に自転車の安全点検を実施する。
 - (6)自転車を運転する際は、**必ずヘルメットを着用する**。
 - (7)未成年者が自転車を利用する際には、その保護者に自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられていることから、必ず保険等の加入をする。
 - (8)万が一事故にあった場合は警察と学校に必ず連絡をする。
- 3 その他
今年度は3ヶ月の試行期間を設けます。以上のことが守れない場合は、来年度以降の中止や今年度の途中の中止も検討します。
以上のことをふまえて、熱中症対策のための自転車による**再登校**を許可いたします。

以上

(担当)

生活指導主任 岡田 峻
電話 042 - 561 - 2326